

食糧法遵守事項関連 Q & A

令和2年4月
農林水産省

<対象事業者について>

(問1) 食糧法上の届出義務のない米穀の出荷販売事業者も遵守事項を遵守しなければいけませんか。

(答)

届出義務があるか否かにかかわらず、米穀の出荷又は販売の事業を行っていれば、生産者も含め、遵守事項を遵守する必要があります。

(問2) 米穀粉などの加工・製造・販売を行う事業者は、遵守事項を遵守しなければいけませんか。

(答)

米穀粉などの加工・製造・販売は、米穀の出荷又は販売の事業ではないため、基本的に対象外となります。

ただし、米穀粉などの加工・製造・販売を行う事業者であっても、これらの事業と併せて米穀の販売を継続・反復して行っている場合などには、出荷販売事業者として遵守事項を遵守する必要があります。

<用途限定米穀について>

(問3) 主食用として生産した米を加工用原料として販売する場合、この米は、用途限定米穀となりますか。

(答)

用途限定米穀は、政府又は米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、需給調整の枠組みの中で用途を限定して生産又は出荷された加工用米、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）などが該当します。

したがって、生産段階から特定の用途に限定するものとして生産されていないお米（主食用米等）を加工用原料として販売する場合には、用途限定米穀とはなりません。

(問4) 用途限定米穀は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受ければ、他の用途に販売することができるのでしょうか。

(答)

用途変更が認められ、他の用途で販売することができる場合としては、取引先が急に倒産して、かつ、同種の事業者の販売することが不可能である場合や、在庫過剰により経営が圧迫される場合などが考えられます。

また、用途限定米穀の調製や加工時に生じる低品位米などを他の用途に使用することがあらかじめ分かっている（予定を含む。）場合において、加工用米や新規需要米の取組計画にこれらの用途をあらかじめ記入し、取組計画の認定を受けたときは、当該用途への使用や販売が認められます。

なお、他の用途に販売することが認められる場合であっても、原則主食用への転用は認められません（ただし、輸出用米については、輸出先のニーズに対応できないことを理由として、申請者が当該輸出用米と同等かつ同量以上の主食用米を、当該輸出用米に代替して確実に輸出する場合に限り、主食用への転用が認められます。）。

(問5) 加工用米であって更に使途が細分化された「米菓用」や「酒類用」等の使途を変更する場合も、農林水産大臣の承認が必要なのでしょうか。

(答)

用途限定米穀については、これまでの生産・流通実態を踏まえ、販売時に加工用（○の中に「加」と表示）、米粉用（○の中に「粉」と表示）、飼料用（○の中に「飼」と表示）、新市場開拓用（※）の用途を示す表示を付すこととしています。

したがって、加工用米については、取引当事者間の契約で、酒・みそ・米穀粉・菓子などの具体的な使途が規定されていたとしても、加工用米として認められる範囲内での使途の変更については、遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途外使用等に係る農林水産大臣又は地方農政局長の承認は必要ありません。

ただし、用途限定米穀に係る契約の相手方である出荷団体等の合意なく無断で当該使途を変更した場合は、契約違反となり、違約金が課せられることもあります。

(※) 新市場開拓用の表示の際は、「新市場」等、新市場開拓用に供されることが明確に分かる表示で構いませんが、可能な限り「輸出用」、「バイオ燃料用」等、より詳細な表示を付すようお願いいたします。

(問5-2) 用途限定米穀について、調製、変形加工、とう精等を行った際に生じた着色米及び微細米等の副産物を廃棄する場合には、農林水産大臣の承認が必要ですか。

(答)

用途限定米穀を焼却、埋却等により廃棄する場合には、遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途外使用等に係る農林水産大臣又は地方農政局長の承認は不要です。ただし、その際には、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づく廃棄の記録、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の関係書類を整備し、保存していただく必要があります（マニフェストには、必ず排出前に、排出者自身が処分方法を記載してください）。

一方、用途限定米穀を飼料や肥料等に使用するものとして、廃棄物処理業者等に委託する場合には、用途外使用等に係る農林水産大臣又は地方農政局長の承認が必要となります。ただし、これらの用途に使用することがあらかじめ分かっている（予定を含む。）場合において、加工用米や新規需要米の取組計画にこれらの用途を記入し、取組計画の認定を受けた場合は、委託時に改めて農林水産大臣の承認を受ける必要はありません。

(問6) 農協等の出荷事業者の販売委託している生産者は、用途を示す表示は、どの時点であればよいのでしょうか。

(答)

米穀の出荷販売事業者が用途限定米穀の保管を行う場合は、用途ごとに別棟又は別はいとして区分した上で、その用途が明らかとなるよう、はい票せんによる掲示を行う必要があります。

また、用途限定米穀の販売を行う場合は、その包装等に表示を行う必要があります。これについては、生産者が用途限定米穀の販売を農協等に委託している場合は、販売委託された農協等が販売を行う際に表示を行うことで問題ありませんが、生産者が販売委託する際に既に用途限定米穀として特定されている場合などは、出荷契約等に基づき、あらかじめ生産者が表示することもあり得ます。

(問7) 用途限定米穀を変形加工等した場合、用途を示す表示をする必要がありますか。
また、変形加工を委託した場合、受託した変形加工業者も表示をする必要がありますか。

(答)

用途限定米穀の調製、変形加工、とう精等による製品（精米、砕米等）及び副産物（着色米、微細米、色彩選別で除去された米等）についても用途限定米穀ですので、出荷販売事業者は、その保管に際しては、用途ごとに別棟又は別はいとして区分した上で、その用途が明らかとなるよう、票せんに用途を記載し表示する必要があります。また、当該米穀の製品の販売を行う場合は、引き続きその包装等に用途を記載し表示する必要があります。

なお、用途限定米穀の調製、変形加工、とう精等の作業を委託した場合には、用途限定米穀として適切な保管をさせるとともに、遵守事項が適切に履行されるよう契約により表示を付させることを措置するなど、実際に用途限定米穀の販売を行う出荷販売事業者が責任をもって遵守事項省令に従い用途を記載し表示する必要があります。

(問8) 自ら生産した飼料用米を自ら使用する場合、用途を示す表示等、用途限定米穀の取扱いについて、どのようなことをすればよいのでしょうか。

(答)

自ら生産した飼料用米を自ら使用する場合には、販売時の用途を示す表示や販売先との契約は不要です。ただし、飼料用米を保管している間は、別はいにして保管し、その用途が明らかとなるよう票せんを掲示する等、他の米穀と区分して保管する必要があります。

また、国や都道府県が行う、生産された飼料用米の適正使用の確認のためにも、飼料用米の生産及びその使用に関する記録を記帳していただくことが必要となります。

(問8-2) 畜産事業者が、生産者から委託を受けて飼料用米を収穫し、その飼料用米を自らの家畜に飼料用として使用している場合、保管している飼料用米に飼料用としての用途の表示は必要でしょうか。

(答)

1 生産者が用途限定米穀を販売するときは、用途を示す表示を付すことが必要です。仮に収穫作業を畜産事業者に委託する場合、生産者の責任において委託先の畜産事

業者に対して遵守事項を遵守するよう措置しておく必要があります。

- 2 なお、米穀の出荷又は販売の業を行っていない畜産事業者が袋詰めを行わずバラのままサイロ等で保管するような場合は、遵守事項に基づく表示や区分保管等の義務はありません。ただし、需要者が用途限定米穀を購入する場合は、出荷販売事業者との間で用途限定米穀を目的の用途以外に使用しないことを契約することとなっていますので、その履行を確保していただくためにも他の用途の米穀とは明確に区分して管理していただくようお願いします。

(問9) 遵守事項省令第4条第2項第1号において、別記様式による規格が定められているが、フレコンの場合、小さくて分かりづらいので、規格よりも大きなサイズで印刷してよいでしょうか。

(答)

用途を示す表示については、遵守事項省令別記様式において、大きさ等の規格が定められていますので、これに従う必要があります。

仮に用途を示す表示が小さくて分かりづらいような場合は、定められた規格の表示をした上で、大きなサイズで表示することは差し支えありません。

(問10) 加工用米や新規需要米は、どの時点で用途限定米穀となりますか。

(答)

- 1 他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産される加工用米、米粉用米等については、当該用途に仕向けられるべき部分が生産段階で特定されているため、ふるい下米を含め収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

したがって、区分管理方式により取り組んだ飼料用米についても、収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

- 2 一方、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米・米粉用米等もあり得ますが、これらの調製等を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、農協等の出荷業者に出荷し、又は調製を経て、当該用途に仕向けられるべき部分が特定された段階から、用途限定米穀となります。

<ふるい下米等（副産物を含む）について>

（問11）主食用として生産された米穀のふるい下米は用途限定米穀になりますか。

（答）

- 1 用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、需給調整の枠組みの中で用途を限定して生産又は出荷された加工用米や新規需用米などが該当します。

したがって、主食用米は、ふるい下米も含め、用途限定米穀とはなりません。

- 2 他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産される加工用米、米粉用米等については、当該用途に仕向けられるべき部分が生産段階で特定されているため、ふるい下米を含め収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

したがって、区分管理方式により取り組んだ飼料用米についても収穫されたものすべてが用途限定米穀となります。

一方、ほ場を特定するものの他用途の米穀と乾燥、調製を一括して行う場合やほ場を特定せずに生産される加工用米・米粉用米等もあり得ますが、これらの調製等を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、農協等の出荷業者に出荷し、又は調製を経て、当該用途に仕向けられるべき部分が特定された後であれば、主食用米のふるい下米は用途限定米穀とはなりません。

- 3 したがって、他用途の米穀と乾燥、調製を区分して行うことを前提としてほ場を特定して生産された加工用米、米粉用米等については、そのふるい下米も用途限定米穀として取り扱わなければなりません。

（問11-2）ほ場を特定して作付けし、区分管理をした加工用米について、農産物検査法（昭和26年法律第144号）の品位等検査において3等以上に格付けされるよう調製した場合、調製後の製品と製品にならない規格外（屑米）と、両方とも、加工用の表示をしなければならないのでしょうか。

（答）

- 1 区分管理方式による加工用米や新規需用米の取組においては、収穫された米穀の全量が用途限定米穀となります。

- 2 したがって、調製により生じたいわゆる「屑米」部分についても、用途限定米穀となりますので、保管時には区分保管及び票せんによる掲示、販売時には用途を示す表示、需要者への直接販売及び契約に転用の禁止と担保措置を盛り込むこと等が必要となります。
- 3 なお、加工用米や新規需要米の取組計画において、あらかじめ「屑米」部分について他の用途に供することを申請した上で、取組計画の認定を受けている場合は、改めて農林水産大臣の承認を受けずとも、当該用途への使用や販売が認められます。

(問12) 変形加工やとう精等の際に生じた微細米や色彩選別で除去された米は、どのように扱われるのでしょうか。

(答)

- 1 用途限定米穀は、政府又は機構が用途を限定する旨の条件を付して販売等を行った米穀のほか、需給調整の枠組みの中で用途を限定して生産又は出荷された加工用米や新規需要用米などが該当します。
したがって、主食用米の調製、変形加工、とう精等により生じる副産物（着色米、微細米、色彩選別で除去された米等）は、そもそも用途限定米穀でなかったため、用途限定米穀とはなりません。
- 2 一方、加工用米等の用途限定米穀については、定められた用途に使用され、用途ごとの適正な流通を確保するとともに、主食用米の需給の安定を図るため、定められた用途以外への使用を禁止しています。したがって、調製、変形加工、とう精等により生じた副産物についても、米穀（もみ、玄米、精米、碎米等）である以上、用途限定米穀であり、その取扱いについては、遵守事項を遵守しなければなりません（なお、ぬか等については米穀ではないため用途限定米穀とはなりません。白ぬかを米菓用等に使用する場合、白ぬかは米トレーサビリティ法の対象となることにご留意願います）。

(問13) 需要者段階において、用途限定米穀を使用する過程で発生する米穀の副産物は、どのように扱われるのでしょうか。

(答)

- 1 需要者段階において、用途限定米穀を使用する過程で発生する副産物（着色米、微細米、色彩選別で除去された米等）についても、用途限定米穀となりますので、遵守事項

を遵守していただく必要があります。

2 特に、このような副産物の販売に際しては、主食用への横流れを防止するため、副産物の所有者から新たな実需者に対して直接販売することが必要であり、とう精業者等が流通に関与できるのは、当該とう精業者を含めた三者契約又は当該とう精業者に販売を委託している場合に限られます。

3 また、米粉用米から発生した副産物を飼料用に販売するなど、当初の用途とは異なる用途に使用する場合には、遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途外使用等に係る農林水産大臣又は地方農政局長の承認が必要であり、副産物の所有者と新たな実需者による連名で申請を行い、承認を受けなければ販売することはできません。

なお、承認に当たっては、当該用途限定米穀が水田活用の直接支払交付金の対象である場合、用途限定米穀から生じた副産物について、変更後の用途に係る米穀についての同事業の交付額が変更前の用途に係る米穀についての同事業の交付額以上であることが必要です。例えば、米粉用米から生じた副産物は、飼料用にのみ使用が承認されることとなります。

(問13-2) 加工用米とそれ以外の米を同一ラインでとう精する場合、副産物はどのように取り扱えばよいですか。

(答)

1 加工用米とそれ以外の米については、区分してとう精することが基本と考えています。

しかしながら、とう精工場等の構造上、加工用米とそれ以外の米から発生する副産物が同一ラインで管理され、物理的に区分することができないような場合は、当該副産物（加工用米とそれ以外の米の混在した副産物）のうち、加工用米から生じた副産物に相当する数量（加工用米の投入量に副産物の発生率を乗じる等客観的なデータに基づく数量）については用途限定米穀として加工用途に使用（販売）することが必要となります。

2 なお、加工用米から生じた副産物について、加工用以外の用途（ただし、主食用を除く。）に変更して使用（販売）する場合には遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途外使用等に係る農林水産大臣又は地方農政局長の承認が必要となります。この場合、当該加工用米が水田活用の直接支払交付金の対象となっているときは、変更後の用途に係る米穀についての同事業の交付額が変更前の用途に係る米穀についての同事業の交付額以上であることが必要です。

<用途限定米穀の販売について>

(問14) 用途限定米穀を販売するときは、需要者団体のほか、その用途に確実に供すると認められる事業者に対し直接販売することとされていますが、「その用途に確実に供すると認められる」と判断するためには、どのような確認が必要となるのでしょうか。

(答)

- 1 販売先の使用用途、販売先が必要な加工・製造施設を有していることなどにより、定められた用途に確実に使用できることを確認することが必要となります。
- 2 なお、需要者自らが加工・製造施設等を有していない場合は、当該需要者から加工等の委託を受けた者がおり、その者が当該加工等に当該米穀を仕向けることが委託契約書類で明確化されており、かつ、当該委託先が必要な加工・製造施設を有していることなどにより、定められた用途に確実に使用できることを確認することが必要となります。

(問15) 用途限定米穀を販売するときは、定められた用途に確実に使用すると確認できた事業者に対して直接販売することとされていますが、仲介業者を介した取引はすべてできないのですか。

(答)

用途限定米穀については、流通ルートの透明性を確保し、横流れを防止するため、需要者に直接販売することとしており、仲介業者を介した取引は、

- ① 生産者が出荷業者に委託して、需要者に販売する場合
- ② 生産者等（販売委託を受けた出荷業者を含む）と需要者の販売契約に第三者が介在しつつも、契約により現品の流通ルートがあらかじめ特定されており、最終的に需要者に販売されることが確実な場合（生産者等、仲介業者、需要者間のいわゆる三者契約）といった場合に限定して認められます。

<用途限定米穀の運送・保管について>

(問16) 用途限定米穀を運送する際に、他の用途の米穀と混載することは可能でしょうか。

(答)

用途限定米穀を他の用途の米穀と混載する場合には、遵守事項に定められた用途を示す表示を包装等に付すとともに、運送後の用途限定米穀の保管が他の用途の米穀と的確に区分保管（別棟又は別はい）できるようにするため、パレット等で他の用途の米穀と明確に区分して運送するようお願いします。

なお、運送後の適正な保管、販売等を確保する観点から、用途限定米穀を他の用途の米穀と同一のフレコンで混載することはできません。

(問16-2) 需要者は、仕入れた用途限定米穀（自家とう精を行う場合は、とう精により生じる副産物を含む。）を倉庫においてどのように保管すればよいですか。

(答)

米穀の出荷又は販売の業を行っていない需要者の場合、遵守事項に基づく区分保管等の義務付けはありませんが、需要者が用途限定米穀を購入する場合は、出荷販売事業者との間で用途限定米穀を目的の用途以外に使用しないことを契約することとなっていますので、その履行を確保していただくためにも他の用途の米穀とは明確に区分して管理していただくようお願いします。

(問16-3) 飼料用米の保管について、委託を受けた生産者分（購入分）と自分の分（自家生産分）を混在して保管しているが、区分して保管する必要がありますか。

(答)

米穀の出荷・販売を行っていない畜産事業者の場合、区分保管の義務はありません。

<食用不適米穀について>

(問17) 食用不適米穀とは、どのようなものをいうのでしょうか。

(答)

食用不適米穀とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により、販売等をしてはならないとされている米穀であり、例えば残留農薬基準値を超えた米穀、カドミウム等重金属の基準値を超えた米穀、カビが付着した米穀などをいいます。

(問18) 食用不適米穀を廃棄する場合は、事業者自ら廃棄する必要があるのでしょうか。

(答)

- 1 食用不適米穀を廃棄する場合、廃棄物処理法等の法令に基づき、当該事業者の責任において、自ら又は廃棄物処理業者等に委託するなどして、確実に処理する必要があります。
- 2 また、その際には、米トレーサビリティ法に基づき廃棄の記録を作成・保存しておくとともに、当該廃棄物の処理を委託した場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託契約書等の証拠書類も合わせて保存していただくようお願いします。

(問19) 食用不適米穀を飼料用に販売又は使用する場合、どのような法令に基づいて行えばよいのでしょうか。

(答)

飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)その他の関係法令がありますが、具体的な手続は、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について」(平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)に規定されていますのでご参照ください。

(問20) 食用不適米穀の譲渡先に対して、その使用状況を確認することとされていますが、どのように確認すればよいのでしょうか。

(答)

食用不適米穀の譲渡先の使用状況の確認については、食用不適米穀が確実に非食用として処分されていることを確認するため、当該米穀を譲渡した出荷販売事業者が、譲渡先との契約において食用不適米穀の使用状況への調査協力事項を措置した上で行います。

確認は、可能な限りロットごとに行い、その使用状況を帳簿や製品在庫等によって、出荷販売業者が自ら行うか、出荷販売事業者、譲渡先又は両者が共同で検査機関等に委託して行う必要があります。

また、当該確認については、合理的な範囲で定期的に行うことが必要です。

<コンプライアンス>

(問21) 米穀の出荷・販売に関するコンプライアンス体制の確立に当たっては、国がまず研修会等を開催し、具体的な内容を示すべきではないでしょうか。

(答)

- 1 国としては、本制度が円滑に施行されるよう、説明会の開催やQ&A集、パンフレット等の作成・配布等により、積極的に制度の普及・周知に努めていく考えです。
- 2 また、関係法令等の啓発資材については、当省ホームページにも掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

(問22) 家族経営や個人経営の場合、どのように研修や教育をすればよいのでしょうか。

(答)

お尋ねのようなケースについては、まずは、食糧法の遵守事項のパンフレットや米トレーサビリティ法のパンフレットを通じて、制度への理解を深めていただきたいと思います。関係法令等の啓発資材については、当省ホームページにも掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

(問22-2) 用途限定米穀に係る受払台帳等の帳簿等について、保存すべき年数は何年と考えればよいですか。

(答)

米穀の受払台帳は、食糧法の届出事業者の帳簿や米トレーサビリティ法の搬出入の記録として活用が可能と考えており、その保存期間は、3年間(食糧法施行規則第28条第3項、米トレーサビリティ法省令第7条)と規定されていることから、3年間保存することが適当と考えています。

(参考：他の法令による帳簿類の保存年数等)

- 1 会計帳簿類については、10年間保存(商法第19条、会社法第432条)
- 2 請求書、領収書、送り状及び受領書等の伝票類については、重要な資料である場合は、10年間保存。重要な資料ではない場合も、5～7年間保存。
(法人税法施行規則第59条、所得税法施行規則第63条、消費税法施行令第50条)
- 3 したがって、会計帳簿類は少なくとも10年間、請求書等の伝票類は少なくとも5～7年間、その他の受払台帳等の帳簿類は少なくとも3年間保存すべきと考えられる。

<その他>

(問23) 遵守事項に違反した場合、直ちに罰則が適用されるのでしょうか。また、勧告を行う場合の基準はあるのでしょうか。

(答)

- 1 出荷販売事業者が遵守事項に違反した場合は、期限を定め、その業務の方法を改善すべきことを勧告することがあります。
- 2 また、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することとなります。
- 3 さらに、この命令に違反した者に対しては、罰則が適用されることがあります。
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金))

- 4 なお、遵守事項違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項について指導します（ただし、指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合は、勧告を行います。）。

(問24) 勧告を行う場合、違反した事業者の氏名等は公表されるのでしょうか。

(答)

- 1 遵守事項に違反している出荷販売事業者に対しては、勧告を行うとともに、違反した事業者の氏名等を公表することとしています。

また、勧告に従わなかった事業者に対して命令を行った場合にも、勧告と同様に、違反した事業者の氏名等を公表することとしています。

- 2 具体的な公表事項は、原則として、

- ① 違反した事業者の氏名又は名称及び住所
 - ② 違反事実
 - ③ 勧告（又は命令）の内容
- を公表することとしています。